



# 情報流通プラットフォーム対処法に関する 「違法情報ガイドライン」について

令和7年1月

総務省情報流通行政局

情報流通適正化推進室

誹謗中傷等のインターネット上の違法・有害情報に対処するため、**大規模プラットフォーム事業者に対し**、

**①対応の迅速化**、**②運用状況の透明化**に係る措置を義務づける。

## 改正事項

**大規模プラットフォーム事業者**<sup>※1</sup>に対して、以下の措置を義務づける。

※1 迅速化及び透明化を図る必要性が特に高い者として、権利侵害が発生するおそれが少ない**一定規模以上等の者**。

### ① **対応の迅速化**（権利侵害情報）

- ・ 削除申出窓口・手続の整備・公表
- ・ 削除申出への対応体制の整備（十分な知識経験を有する者の選任等）
- ・ 削除申出に対する判断・通知（原則、一定期間内）

### ② **運用状況の透明化**

- ・ 削除基準の策定・公表（運用状況の公表を含む）
- ・ 削除した場合、発信者への通知

上記規律を加えるため、**法律**<sup>※2</sup>の題名を「**特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律**」（情報流通プラットフォーム対処法）に改める。

※2 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法：プロバイダ等の免責要件の明確化、発信者情報開示請求を規定）

## 施行期日

公布の日（令和6年5月17日）から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

情報流通プラットフォーム対処法の施行に当たり、施行日政令の策定のほか、下記**省令・ガイドライン**を**策定**することを予定。

### 規定を予定している事項

#### ① 省令

大規模特定電気通信役務提供者の指定要件、「送信防止措置の実施に関する基準」の事前周知期間の明確化、運用状況の公表に当たっての具体的な公表項目等。

#### ② 法律の解釈を示したガイドライン

「申出を行おうとする者に過重な負担を課するものでないこと」の解釈、侵害情報調査専門員の具体的な要件等。

#### ③ 違法情報ガイドライン

どのような情報を流通させることが権利侵害や法令違反に該当するのかを明確化するとともに、大規模特定電気通信役務提供者が「送信防止措置の実施に関する基準」を策定する際に盛り込むべき違法情報を例示。

# 違法情報ガイドライン

情報流通プラットフォーム対処法第26条第1項第2号に定める「他人の権利を不当に侵害する情報の送信を防止する義務がある場合その他送信防止措置を講ずる法令上の義務（努力義務を除く。）がある場合」を例示することにより、

- **どのような情報を流通させることが権利侵害や法令違反に該当するのかを明確化するとともに、**
- **大規模特定電気通信役務提供者が送信防止措置の実施に関する基準を策定する際に盛り込むべき違法情報を例示する。**
- あわせて、第28条に基づく運用状況の公表に当たり、可能な限り、**申出の受付件数等をガイドラインの分類に基づいて区分**することを求める。

## 1. 他人の権利を不当に侵害する情報の送信を防止する義務がある場合（権利侵害情報）

### 1-1. 対象となる権利・利益

- 名誉権、名誉感情、プライバシー、私生活の平穏、肖像権、氏名権、パブリシティ権、**著作権及び著作隣接権**、商標権、営業上の利益について、どのような場合に各権利・利益の侵害が成立するかを明確化し、関連する裁判例もあわせて掲載する。

### 1-2. 情報の送信を防止する義務が生ずる場合

- 大規模特定電気通信役務提供者に送信防止措置を講ずる義務が生ずる場合として、「人格権侵害その他法令の規定に基づく差止請求」及び「条理上の義務があると認められる場合」を規定する。

## 2. その他送信防止措置を講ずる法令上の義務（努力義務を除く。）がある場合（法令違反情報）

### 2-1. 対象となる情報

- わいせつ関係、薬物関係、振り込め詐欺関係、犯罪実行者の募集関係、金融業関係、消費者取引における表示関係、銃刀法関係、その他の区分に基づき、関係法令を分類するとともに、どのような情報を流通させることが各法令に違反するのかを具体的に示す。

### 2-2. 情報の送信を防止する義務が生ずる場合

- 大規模特定電気通信役務提供者に送信防止措置を講ずる義務が生ずる場合を規定する。

特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第 26 条に関するガイドライン（案）【抜粋】

1. 他人の権利を不当に侵害する情報の送信を防止する義務がある場合

1-1. 対象となる権利・利益

1-1-8. 著作権及び著作隣接権

著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）では、その保護の対象となる著作物<sup>1</sup>について、著作権者が複製や公衆送信などの利用に関する排他的な権利（著作権）を有していることを定め<sup>1</sup>ている。また、同法では、その保護の対象となる実演、レコード、放送又は有線放送について、著作隣接権者が送信可能化などの利用に関する排他的な権利（著作隣接権）を有していることも定めている。著作物、実演、レコード、放送又は有線放送（以下「著作物等」という。）の利用を行う場合には、原則として著作権者又は著作隣接権者（以下「著作権者等」という。）の許諾が必要となる。また、著作権法では、一定の場合には著作権者等の許諾を得ることなく著作物等を利用できる旨の権利制限規定<sup>2</sup>を設けている。そのため、著作権者等の許諾を得ずに、また、権利制限規定にも当たらない利用は著作権侵害となる。

なお、既存の裁判例上、著作権侵害の主体としては、直接的に侵害行為を行った者のほか、一定の場合には、直接的な行為者以外の者が、規範的な行為主体として著作権侵害の主体となる場合がある（最判令和 4 年 10 月 24 日民集 76 卷 6 号 1348 頁、最判平成 23 年 1 月 20 日民集 65 卷第 1 号 399 頁参照）。

---

<sup>1</sup> 著作権法で保護する著作物とは、思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。

<sup>2</sup> 権利制限規定の例として、付随対象著作物の利用（第 30 条の 2）、引用（第 32 条）、時事の事件の報道のための利用（第 41 条）などがある。

特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する  
法律第 26 条に関するガイドライン 関連裁判例一覧

1. 他人の権利を不当に侵害する情報の送信を防止する義務がある場合
  - 1-1. 対象となる権利・利益
    - 1-1-8. 著作権及び著作隣接権

● 音楽教室事件（最判令和 4 年 10 月 24 日民集 76 卷 6 号 1348 頁）  
「演奏の形態による音楽著作物の利用主体の判断に当たっては、演奏の目的及び態様、演奏への関与の内容及び程度等の諸般の事情を考慮するのが相当である。」

● ロクラクⅡ事件（最判平成 23 年 1 月 20 日民集 65 卷第 1 号 399 頁）  
「放送番組等の複製物を取得することを可能にするサービスにおいて、サービスを提供する者（以下「サービス提供者」という。）が、その管理、支配下において、テレビアンテナで受信した放送を複製の機能を有する機器（以下「複製機器」という。）に入力して、当該複製機器に録画の指示がされると放送番組等の複製が自動的に行われる場合には、その録画の指示を当該サービスの利用者がするものであっても、サービス提供者はその複製の主体であると解するのが相当である。」